

KBNスマートTVサービス加入契約約款

香川テレビ放送網株式会社（以下「KBN」といいます）とKBNが提供するKBNスマートTVサービスを受ける者（以下「加入者」といいます）との間に締結される契約（以下「加入契約」といいます）には、この約款を適用するものとします。

第1条（提供サービス）

この約款において、KBNスマートTVサービスとは、KBNが、Smart TV Box（以下「STVB」といいます）及びその付属品（以下「STVB等」といいます）を用いて提供する、放送サービス、インターネット接続サービス（付加機能のセキュリティサービスを含む。以下同じ。）、及びKBNの提携事業者が提供するセキュリティサービスのセットサービスをいいます。

2. 前項のKBNスマートTVサービスには、加入契約に基づき、電話、アプリケーション及びデジタルコンテンツ等のサービスを追加することができます。
3. KBNスマートTVサービスに係る料金は、別紙1に定める料金等とします。

第2条（提供サービスに係る約款等の適用）

この約款に別に規定する場合を除き、KBNが提供する放送サービスについては「KBN加入契約約款」が適用されるものとします。

2. この約款に別に規定する場合を除き、KBNが提供するインターネット接続サービスについては「KBNインターネットサービス契約約款」が適用されるものとします。
3. KBNの提携事業者が提供するセキュリティサービスについては、トレンドマイクロ株式会社がウイルスバスターを提供します。KBNスマートTVサービスの提供を受けるためには、トレンドマイクロ株式会社が別に定める規約に同意し、利用条件等を遵守していただくことが必要です。
4. この約款に別に規定する場合を除き、前条第2項の電話サービスについては「ケーブルプラス電話契約約款」又は「ひかりd e トーク(S)契約約款」が適用されるものとします。その他の追加サービスのうち、KBNの提携事業者が提供するサービスの提供を受けるためには、各提携事業者が別に定める規約に同意し、利用条件等を遵守いただくことが必要です。
5. 前2項の提携事業者が提供するサービスについては、提供事業者により、サービスの一部又は全部を変更もしくは終了される場合があります。KBNは、このサービスを利用した場合に生じた情報等の破損や滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、KBNの故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。

第3条（加入契約の成立）

加入契約は、加入申込者があらかじめこの約款を承認し、別に定める加入申込書に所定

事項を記載のうえKBNに提出し、KBNがこれを承諾したときに成立します。加入申込者から加入申込書の提出があった場合でも、KBNは、次の場合には、加入申込者の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 加入申込者が料金等その他この約款に定める債務の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
- (2) その他加入申込者がこの約款に違反するおそれがあると認められる場合
- (3) 加入申込者が成年被後見人であり後見人が代理していない場合、又は加入申込者が未成年者であり法定代理人の同意を得ていない場合
- (4) その他やむを得ない事由がある場合

第4条（料金等の支払）

加入者は、別紙1に定める料金等を、次の各号の定めに従いKBNに支払うものとします。

- (1) 加入者は、KBNに対し、別途定める支払方法により定められた期日までに遅滞なく支払わなければなりません。
- (2) 加入者は、KBNに対し、KBNスマートTVサービスの提供を受け始めた日が属する月の翌月から月額利用料を支払うものとします。
- (3) 加入者は、KBNに対し、KBNが指定クレジットカードにより、料金等を支払うものとします。なお、KBNと加入者の合意により、その他の方法で料金等を支払うこともできるものとします。
- (4) 加入者が第5条（au IDの提供）で提供された「au ID」を利用し、STVBの画面上で各種コンテンツ等の規約に同意し購入したコンテンツ等の債権の一部（物販系コンテンツ、サードパーティデジタルコンテンツ、その他サービス等に関する債権を除く。）は、当社がKDDI株式会社からauかんたん決済を通じて、その債権の譲渡を受け、当社の債権として前号の利用料等と合わせて計算します。

第5条（au IDの提供）

加入者は、KDDI株式会社が別に定める「au ID利用規約」に同意するものとします。またSTVB1台につき「au ID」1個が予め提供されますので、加入申込時に暗証番号を設定するものとします。

2. 加入者は、STVB上で利用されたコンテンツに対する課金及び問い合わせ等の対応の為に、KBNが、前項で払い出された「au ID」が設定されているSTVBの機器情報をKDDI株式会社へ提供することについて承諾するものとします。
3. 第1項で提供された「au ID」は、加入者がKBNスマートTVサービスを解約した場合でも自動的に解約されません。なお、解約を希望する場合には、加入者が、KDDI株式会社に対し解約手続きを行うものとします。

第6条（最低利用期間）

KBNスマートTVサービスの最低利用期間は、1年とします。

2. 加入者は、最低利用期間満了日前に加入契約を解約する場合は、別紙1に定める解約手数料に加え、別途定める解約料を違約金としてKBNに対して別途支払うものとします。尚、キャンペーン適用の場合の最低利用期間及び解約料などの内容は、別途加入者に告知し、適用するものとします。

第7条（加入契約の有効期間）

加入契約の有効期間は、加入契約成立日から1年間とし、加入契約期間満了の10日前までにKBN及び加入者いずれからも、更新しない旨の意思表示のない場合、加入契約は、引き続き1年間の期間をもって自動的に更新するものとし、以後も同様とします。

第8条（責任事項）

KBNが、KBNの責に帰すべき事由により、KBNスマートTVサービス全ての提供を、1ヶ月のうち連続して引き続き10日以上行わなかった場合は、当該月分の料金は第1条第3項の規定にかかわらず無料とします。

2. 天災・衛星の機能停止その他KBNの管理が及ばない事由により、KBNスマートTVサービスの提供ができなかった場合には、加入者はKBNに対して料金等の減免又は賠償の請求ができないものとします。
3. 第2条第3項に規定するセキュリティサービスについて、そのセキュリティソフトウェアに不具合が発生した場合及びそのセキュリティソフトウェアの動作不良等により損害が発生した場合には、加入者はKBNに対して料金等の減免又は賠償の請求ができないものとします。

第9条（料金等の変更）

KBNは、社会情勢の変化、KBNスマートTVサービスの内容の変更等に伴い、第1条第3項の料金等を改定できるものとします。この場合において、KBNは、改定の1ヶ月前までに加入者に通知します。

第10条（機器等の貸与）

KBNは、KBNスマートTVサービスを提供するために、加入者にSTVBを貸与します。

2. 加入者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。
3. 加入者は、故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理に係る実費相当分を、また、紛失及び修理不能による場合は、別紙1に定める機器損害金を適用し、それぞれKBNに支払うものとします。
4. 加入者は、KBNが必要に応じて行なう場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。また、KBNから貸与しているSTVB（au ID提供）の使用状況は、設備の保守、維持、向上を目的とし、個人が識別、特定できないように加工した統計資料としたうえで、「au ID」を提供しているKDDI株式会社へ提供させていただきます。
5. KBNがこの約款に基づいて貸与する機器等、及び設置する設備に必要な電気は、加

入者から提供していただきます。

第11条（約款の変更）

KBNは、必要に応じ、この約款を変更することができるものとします。この約款が変更された場合は、当該変更後の約款が加入者に適用されるものとし、KBNスマートTVサービスの提供条件等は、当該変更後の約款によるものとします。

2. この約款の変更に当たっては、KBNは、加入者に対して、その変更内容を電子メールによる送信、KBNのホームページにおける公表その他KBNが適当であると判断する方法により、事前に通知します。

第12条（協議）

この約款に定めなき事項あるいは疑義が生じた時は、KBN、加入者誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

第13条（準拠法）

この約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

第14条（合意管轄裁判所）

この約款に関する一切の紛争については、高松地方裁判所丸亀支部をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則本約款は、平成26年11月1日から施行します。

別紙1

KBNスマートTVサービスに係る料金

(1) 初期導入費	20,000円
(2) KBNスマートTV月額利用料	1,500円
(3) 解約手数料	3,000円
(4) 機器損害金	
STVB本体	50,000円/台
リモコン	5,000円/個

付則(1) 表記の金額は、税抜き価格です。消費税は、別途申し受けます。